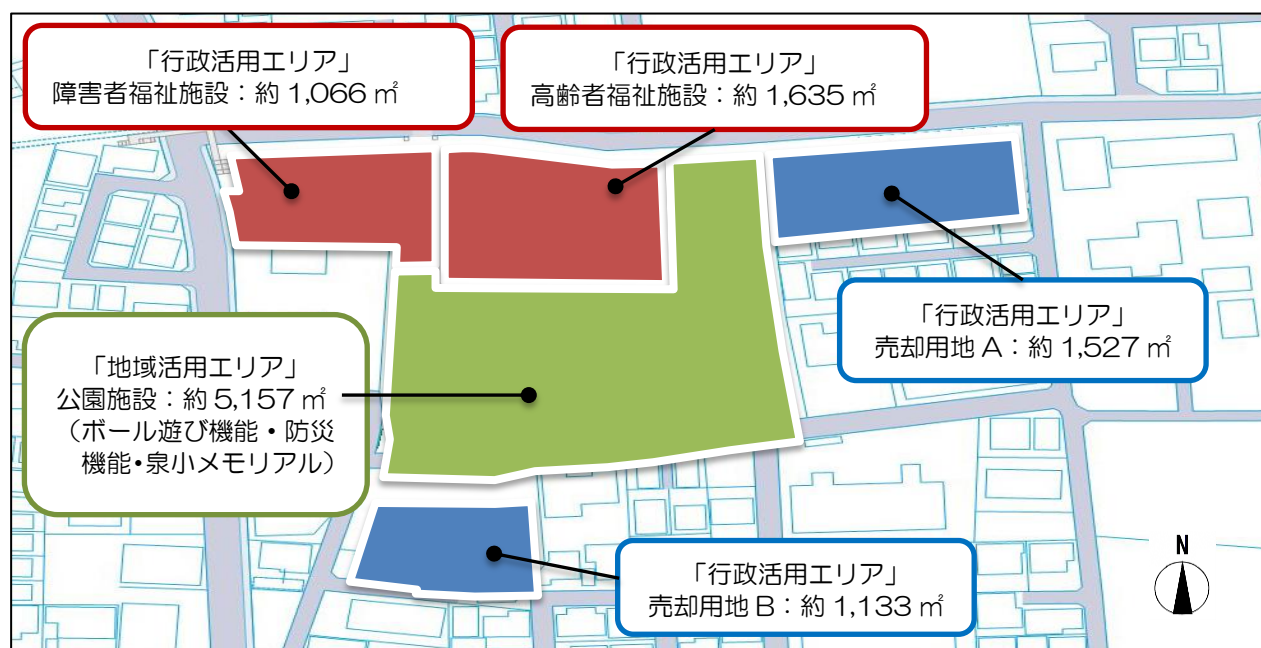


(仮称) 泉小学校跡地公園等の整備 ～泉小学校跡地活用事業を進めています～

泉小学校跡地については、これまでいただいたご意見や将来的な行政需要等を踏まえ策定した「泉小学校跡地活用方針（平成 29 年 1 月）」に基づき、施設整備等の取り組みを進めています。

■ 泉小学校跡地整備計画図

跡地活用については、「地域活用エリア」と「行政活用エリア」に区分し、大きなスペースが確保できる中央エリアを「ボール遊び機能を有した公園」、北西エリアを「障害者福祉施設」と「高齢者福祉施設」、その他の用地を「売却用地」と設定しており、引続き、市民の皆様等のご意見を反映した施設等の整備を行います。



■ 泉小学校跡地整備スケジュール

平成 30 年度は、地域の皆様との意見交換を行いながら、公園施設の基本・実施設計等を予定しており、障害者福祉施設に続き、高齢者福祉施設の事業者選定及び売却用地の手続きに着手しています。

内容	H29	H30	H31	H32
＜地域活用エリア＞ 公園施設		設計	公園整備	供用開始
＜行政活用エリア＞				
① 障害者福祉施設	①業者選定	補助金申請期間	施設整備	開設
② 高齢者福祉施設		②業者選定	施設整備	開設
③ 売却用地		③売却手続き		

公園整備概要

平成 29 年 1 月に決定した「泉小学校跡地活用方針」に基づき、ボール遊び機能、防災機能及び泉小学校メモリアルの 3 つの公園機能を備えた公園です。

基本設計の前段となる整備プランの段階から、これまでに計 3 回の市民懇談会を開催し、市民の皆様のご意見を反映させていただきました。

1 整備コンセプト

「多世代の人々が集う憩いと交流の場」

- ① 地域の声を取り入れ、人々に親しまれる憩いの場を提供します。
- ② 周囲の公共施設と一体となり、世代や障害にとらわれないコミュニケーションと交流の場を創出します。
- ③ 多世代の人々が体を動かすことのできるレクリエーションの場を提供します。
- ④ 小学校の跡地という立地を活かし、防災無線や井戸等を活用しながら、防災機能の向上を図ります。
- ⑤ みどり豊かで良好な都市環境を形成します。

2 主な機能（整備面積 約 5,157 m²）

- (1) ボール遊び広場（約 900 m²）ネットフェンス付き
- (2) 多目的広場（約 2,200 m²）
- (3) 防災機能
 - ① 災害時用トイレスツール（マンホールトイレ）10 基
 - ② 防災備蓄倉庫
 - ③ かまどベンチ（数箇所）
- (4) メモリアルゾーン（旧泉小学校記念碑・学習机と椅子のレプリカ）



■（仮称）泉小学校跡地公園 基本設計鳥瞰図

※計画図の上部（北側）から見たイメージ

障害者福祉施設整備概要 平成 33 年 1 月開設予定1 施設の概要（敷地面積 1,066.48 m²/定期借地権方式）(1) 施設規模：鉄筋コンクリート造地上 3 階建/延床面積 1,563.87 m²

(2) 事業内容：生活介護（重症心身障害者通所事業を含む）

就労継続支援 B 型

共同生活援助

短期入所

放課後等デイサービス（重症心身障害児対象）

高齢者福祉施設整備概要 平成 32 年 4 月開設予定1 施設の概要（敷地面積 1,635.32 m²/定期借地権方式）

(1) 必須事業

① 在宅療養支援診療所（強化型）

24 時間 365 日の緊急対応と定期的な自宅訪問を行う、訪問診療専門のクリニック（複数医師が常駐）を設置します。

② ホームホスピス

がんの終末期など、人生の最終段階において自宅のような環境で過ごせる、医療的ケア付き共同住宅を整備します。

(2) 任意事業（事業者の自由提案）

① 通所リハビリテーション・メディカルフィットネス機能

② 食堂兼学び場機能

③ 地域交流機能

【問い合わせ先】 公園整備・・・みどり環境部 みどり公園課（TEL：042-438-4045）

障害者福祉・・・健康福祉部 障害福祉課（TEL：042-438-4033）

高齢者福祉・・・健康福祉部 高齢者支援課（TEL：042-438-4102）

資料のポイント**○市民協働による公園整備**

- ・市民懇談会では、ワークショップ型式による議論や現地視察などを通じて、様々な意見聴取を実施。
- ・市民懇談会で特に多く寄せられたご要望に重点をおき、多目的広場については、遊具は配置せず、築山で遊び場を確保する等、より広く活用できるスペースを設けている。

○将来的な行政需要等を踏まえた障害者福祉施設整備

- ・住み慣れた地域でいきいきと豊かな生活を営むことができるよう、増加が見込まれる将来的な行政需要等を踏まえ、障害者の方の支援充実を図る。
- ・障害者関連施設の充実資するよう、民間事業者のノウハウを活用し、定期借地方式による民間事業所整備の方針を定め、施設の整備・運営を行う事業者を決定。

○在宅療養体制を担う高齢者福祉施設

- ・課題である在宅医療、人生の最終段階におけるケア、認知症等の課題解決を図ることを目的に、民設民営方式による施設の整備・運営を行う事業者を決定。
- ・今後、西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅療養体制等の機能整備を図る。